

医療保険における訪問看護料金表

平成30年4月1日改定

(1) 訪問看護の利用料

(基本療養費+管理療養費+加算分) × 負担割合となります。

法令により、利用料の10円未満は四捨五入となります。

特別受給者証などお持ちの方は各自治体により自己負担額が変わります。

単位；円 ()内准看料金

* 基本療養費+管理療養費		料金	1割負担	2割負担	3割負担
1日目	； 5550+7400	12950	1295	2590	3885
2日目以降	； 5550+2980	8530	853	1706	2559
* 加 算					
・ 24時間対応体制加算 1月につき		6400	640	1280	1920
・ 特別管理加算 状態に応じて1月につき		2500 5000	250 500	500 1000	750 1500
・ 退院時共同指導加算		8000	800	1600	2400
・ 特別管理指導加算 (退院時)		2000	200	400	600
・ 退院支援指導加算 (退院日)		6000	600	1200	1800
・ 乳幼児/幼児加算		1500	150	300	450
・ 1週間のうち、4回目からの訪問		1000	100	200	300
・ 夜間早朝 訪問看護加算	18:00~22:00	2100	210	420	630
	06:00~08:00	2100	210	420	630
・ 深夜訪問看護加算	22:00~06:00	4200	420	840	1260
・ 長時間訪問看護加算	90分以上	5200	520	1040	1560
・ 難病等複数回 訪問加算	2回	4500	450	900	1350
	3回以上	8000	800	1600	2400
・ 複数名訪問看護加算 看護師等	看護師等	4500	450	900	1350
	准看護師	3800	380	760	1140
・ 複数名訪問看護加算 看護補助者	1日1回	3000	300	600	900
	1日2回	6000	600	1200	1800
	1日3回以上	10000	1000	2000	3000
・ 在宅患者連携指導加算		3000	300	600	900
・ 看護・介護職員連携強化加算		2500	250	500	750
・ 緊急訪問看護加算 (診療所指示)		2650	265	530	795
・ 在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2000	200	400	600

保険対応

保険 対応	* そのほか	料金	1割負担	2割負担	3割負担
	・ 訪問看護情報提供療養費 市町村学校保険医療機関	1500	150	300	450
	・ 訪問看護ターミナルケア療養費	25000	2500	5000	7500
	・ 訪問看護基本療養費(Ⅲ) 外泊中の訪問	8500	850	1700	2550
自費	・ 土曜日午後 / 日祝日訪問	1000 / 2000			
	・ 衛生材料	本人負担			
	・ 交通費(訪問1回につき) 1km当たり 事業所から自動車利用の場合、 通常の事業実施地域を超えた地点より	1km当たり 50			
	・ 死後の処置料	12000			
概 算	週1回(月4回訪問の場合)+緊急+特別管理	49940	4994	9988	14982
	週2回(月8回訪問の場合)+緊急+特別管理	84060	8406	16812	25218
	週3回(月12回訪問の場合)+緊急+特別管理	118180	11818	23636	35454
	※上記金額は目安です。ご利用者様の状態により、別途加算が生じる場合がございます。				

(注) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(2) キャンセル料

利用予定日の直前にキャンセルをした場合は、キャンセル料をいただきます。ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は請求しません。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急、御連絡ください。

利用日の前日17時までの連絡があった場合	無料
利用日の当日に連絡があった場合	当該基本料金の10%の額
連絡がなかった場合	当該基本料金の100%の額

(3) その他

- ① 利用者の居宅でサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。
- ② 訪問看護指示書料金について主治医の医療機関にお支払いが発生しますのでご了承ください。(利用者負担300円,600円または900円)

訪問看護・介護予防訪問看護利用料

平成30年6月1日

(1) 訪問看護の利用料

【基本利用料】

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料の1割の額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

<看護師が行う訪問看護>

地域区分別1単位の単価（6級地）10.42円

対象に ○	サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料（円） ※（注）参照	利用者負担金（円）	
			基本利用料の 1割	基本利用料の 2割
	20分未満	3,240	324	648
	20分以上30分未満	4,866	487	974
	30分以上60分未満	8,502	851	1,701
	60分以上90分未満	11,649	1,165	2,330

<理学療法士・作業療法士が行う訪問看護>

地域区分別1単位の単価（6級地）10.42円

（注）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

対象に ○	サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料（円） ※（注）参照	利用者負担金（円）	
			基本利用料の 1割	基本利用料の 2割
	20分	3,084	309	617

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

対象 ○	種類	要件	金額（円）		
			基本利用料	基本利用料の 1割	基本利用料の 2割
	夜間・早朝、 深夜加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の25%		
		深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の50%		

	複数名 訪問加算〔Ⅰ〕	2人の看護師等が同時に30分未満の訪問看護を行った場合（1回につき）	2,646	265	530
		2人の看護師等が同時に30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	4,188	419	838
	複数名 訪問加算〔Ⅱ〕	看護師等と看護補助者が同時に30分未満の訪問看護を行った場合（1回につき）	2,094	210	419
		看護師等と看護補助者が同時に30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	3,303	331	661
	長時間訪問 看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	3,126	313	626
	緊急時訪問 看護加算	利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急時訪問を行った場合（1月につき）	5,981	599	1,197
	特別管理 加算	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）	2,605 または 5,210	261 または 521	521 または 1,042
	初回加算	過去2カ月において訪問看護の提供を受けておらず、新たに訪問看護計画書を作成した場合	3,126	313	626
	退院時共同 指導加算	退院するに当たり、訪問看護師がその入院施設の職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合	6,252	626	1,251
○	サービス提供 体制強化加算	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1回につき）	62	7	13
○	訪問看護体制強 化加算〔Ⅰ〕	在宅における中重度の要介護者の対応の一定割合を満たす場合（1月につき）	6,672	668	1,335
	ターミナル ケア加算	利用者の死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合(当該月につき)	20,840	2,084	4,168

(2) 介護予防訪問看護の利用料

【基本利用料】

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料の1割の額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

<看護師が行う訪問看護>

地域区分別1単位の単価（6級地）10.42円

対象に ○	サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料（円） ※（注）参照	利用者負担金（円）	
			基本利用料の 1割	基本利用料の 2割
	20分未満	3,126	313	626
	20分以上30分未満	4,668	467	934
	30分以上60分未満	8,200	820	1,640
	60分以上90分未満	11,253	1,126	2,251

<理学療法士・作業療法士が行う訪問看護>

地域区分別1単位の単価（6級地）10.42円

（注）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

対象に ○	サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料（円） ※（注）参照	利用者負担金（円）	
			基本利用料の 1割	基本利用料の 2割
	20分	2,980	298	596

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

対象 ○	種類	要件	金額（円）		
			基本利用料	基本利用料の 1割	基本利用料の 2割
	夜間・早朝 深夜加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の25%		
		深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の50%		
	複数名 訪問加算	2人の看護師等が同時に30分未満の訪問看護を行った場合（1回につき）	2,646	265	530

	〔Ⅰ〕	2人の看護師等が同時に30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	4,188	419	838
	複数名 訪問加算 〔Ⅱ〕	看護師等と看護補助者が同時に30分未満の訪問看護を行った場合（1回につき）	2,094	210	419
		看護師等と看護補助者が同時に30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	3,303	331	661
	長時間 介護予防 訪問看護 加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	3,126	313	626
	緊急時 介護予防 訪問看護 加算	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急時訪問を行った場合（1月につき）	5,981	599	1,197
	特別管理 加算	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）	2,605 または 5,210	261 または 521	521 または 1,042
	初回加算	過去2カ月において訪問看護の提供を受けておらず、新たに訪問看護計画書を作成した場合	3,126	313	626
	退院時共同 指導加算	退院するに当たり、訪問看護師がその入院施設の職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合	6,252	626	1,251
○	サービス 提供体制 強化加算	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1回につき）	62	7	13

（3）交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、訪問看護師が訪問するための交通費の実費をご負担していただきます。

なお、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートル当たり50円を請求します。

（4）死後の処置料

12,000円を請求します。

（5）キャンセル料

利用予定日の直前にキャンセルをした場合は、キャンセル料をいただきます。

ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は請求しません。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急、御連絡ください。

利用日の前日17時までの連絡があった場合	無料
利用日の当日に連絡があった場合	当該基本料金の10%の額
連絡がなかった場合	当該基本料金の100%の額

(6) その他

- ① 利用者の居宅でサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。
- ② 訪問看護指示書料金について主治医の医療機関にお支払いが発生しますのでご了承ください。（利用者負担300円, 600円または900円）